

# 市立豊中病院特定行為研修に係る教材提供および関連支援業務 要求水準書

## 目的

当院は特定行為研修指定研修機関として、厚生労働省が定める「特定行為研修ガイドライン」に基づき、研修生に対し体系的かつ質の高い教育を提供する必要がある。本業務は、研修に必要な教材および学習管理システムを整備し、研修の質を確保することを目的とする。

## 1. 業務名

特定行為研修に係る教材提供および関連支援業務

## 2. 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までとする。

## 3. 要求事項

### 【対象科目】

特定行為研修の共通科目および以下の区別科目の研修運営支援をおこなう。

- ①「栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連」における「中心静脈カテーテルの抜去」
- ②「栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連」における「末梢留置型中心静脈カテーテルの挿入」

### 【受講者数】

令和8年度 : 上限5名（5名が共通科目・①の区別科目・②の区別科目を受講）

令和9・10年度 : 上限10名（10名が共通科目・①の区別科目・②の区別科目を受講）

### 3-1. 教材に関する要求

- (1) 特定行為研修ガイドラインに準拠した教材であること
- (2) 以下の教材を提供できること
  - e ラーニング教材
  - テキスト教材（紙媒体または電子媒体）
  - 必要に応じた演習教材
- (3) 教材の著作権・利用範囲が明確であること

### 3-2. e ラーニングシステムに関する要求

- (1) 研修生が個別に学習できるオンライン学習環境を提供できること
- (2) 障害発生時のサポート体制が整備されていること
- (3) 個人情報保護法および関連法令に準拠していること
- (4) 外部委託先がある場合は委託先管理体制を明示すること

### 3-3. 教材更新に関する要求

- (1) 法令・ガイドライン改正時に速やかに教材を更新すること
- (2) 更新内容を当院に通知し、必要に応じて説明を行うこと

### 3-4. 導入・運用支援に関する要求

- (1) 契約締結後、速やかに導入支援を行うこと
- (2) 研修担当者向けの説明会（オンライン可）を実施すること
- (3) 研修生・管理者向けの問い合わせ対応窓口を設置すること
- (4) システム利用に関する初期設定支援を行うこと

### 3-5. 提供体制に関する要求

- (1) 医療教育分野における実績を有すること
- (2) 特定行為研修に関連する教材提供実績があることが望ましい
- (3) 専任または専任に準ずる担当者を配置し、当院との連絡調整を行うこと
- (4) 障害対応および問い合わせ対応の体制を明示すること

### 3-6. 品質管理に関する要求

- (1) 教材の内容が正確であり、医学的根拠に基づいていること
- (2) 教材の誤記・不具合が発見された場合、速やかに修正すること
- (3) システム障害発生時は迅速に復旧対応を行うこと

### 3-7. セキュリティに関する要求

- (1) 個人情報保護法および関連法令に準拠すること
- (2) 研修生データの適切な管理を行うこと
- (3) 不正アクセス防止策を講じていること
- (4) データバックアップ体制を有すること
- (5) 情報漏えい発生時の報告体制を明示すること

#### 4. 病院の概況

- ・病床数：563 床（一般 549 床、感染 14 床）（令和 7 年 7 月現在）
- ・平均在院日数：9.9 日（令和 6 年度実績平均）
- ・入院 1 日平均患者数：479.4 人（令和 6 年度実績平均）
- ・平均稼働率：88.1%（人間ドック 5 床、感染症 14 床を除く）（令和 6 年度実績平均）

#### 5. 運営その他に関する条件

- (1) 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は相当な知識と技術を有する従事者を配置すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本院と十分な連絡を保ち、研修方針については本院の指示に従い、承諾を得るものとする。また本院からは情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (4) 受託者は、本院に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (5) 受託者は、業務により知り得た事項について秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に本院の承認を得るものとする。
- (7) 受託者は、出席した各種打ち合わせの要点を整理し、提出するものとする。  
本要求水準書に記載のない事項については、当院と協議のうえ決定する。